

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成19年11月29日(2007.11.29)

【公表番号】特表2003-513728(P2003-513728A)

【公表日】平成15年4月15日(2003.4.15)

【出願番号】特願2001-537583(P2001-537583)

【国際特許分類】

A 43 B 5/04 (2006.01)

【F I】

A 43 B	5/04	P
A 43 B	5/04	C

【手続補正書】

【提出日】平成19年10月3日(2007.10.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 合成材料から製造され、且つ回動可能に取り付けられたカラー部を備えたシェル部(3)を持つスポーツ靴(1)であって、該シェル部(3)に固定された足底部を少なくとも一つ備えており、内側靴(10)又は足(9)用の支持面(12)を形成するシェル部(3)のシェル基部(11)が、衝撃を吸収及び/又は振動を減衰するリブ複合部(13)として、シェル壁(14)からなり且つ支持面(12)から遠ざかる向きの表面(15)に隣接してこれに形成されたリブ格子(17)と共に構成されており、シェル基部(11)が、曲げ剛性及び/又はねじり剛性が高く、略踵及び足前部-支え領域(32、33)の間で長手方向に延びており、踏み部材(29)とリブ複合部(13)の間で緊結及び固定構造(30)を介して固定された成型部材(43)により領域的に囲まれているスポーツ靴。

【請求項2】 踏み部材(29)は、対向するオーバーラップ領域(44)で成型部材(43)を被覆しており、成型部材(43)は一方のオーバーラップ領域(44)において長手方向に移動不能であり、そして他方のオーバーラップ領域(44)において、踏み部材(29)とリブ複合部(13)の間で止め具により長手方向移動可能に固定されている請求項1に記載のスポーツ靴。

【請求項3】 踏み部材(29)がリブ複合部(13)の方を向いた緊結面において、成型部材(43)用の受入部(50)を備えている請求項1又は2に記載のスポーツ靴。

【請求項4】 リブ複合部(13)内において、突出する位置決めピン(36)が成型部材(43)及び踏み部材(29)の位置決めのために配設されている請求項1から3のいずれか一項に記載のスポーツ靴。

【請求項5】 成型部材(43)が、踵のふくらみ-支え領域(32)において踏み部材(29)とシェル基部(11)との間に長さ方向に移動不能に固定されている請求項1から4のいずれか一項に記載のスポーツ靴。

【請求項6】 成型部材(43)が、足前部-支え領域(33)において踏み部材(29)とシェル基部(11)との間で止め具により長さ方向に移動可能に取付られている請求項1から5のいずれか一項に記載のスポーツ靴。

【請求項7】 略U字形の成型部材(43)がシェル基部(11)を領域的に側方から囲んでいる請求項1から6のいずれか一項に記載のスポーツ靴。

【請求項 8】 成型部材(43)及び踏み部材(29)内の位置決め受部が位置決めピン(36)に割り当てられている請求項1から7のいずれか一項に記載のスポーツ靴。

【請求項 9】 成型部材(43)内の位置決め受部が長さ方向に延びた長穴(49)として構成されている請求項1から8のいずれか一項に記載のスポーツ靴。

【請求項 10】 リブ複合部(13)のリブ格子(17)が、長さ方向に延びた長手リブ(18)とこれに直角に延びる横方向リブ(19)によって構成される請求項1から9のいずれか一項に記載のスポーツ靴。

【請求項 11】 隣接する長手リブ(18)の距離(22)がそれに直角に延びる横方向リブ(19)の距離(23)より小さいようにした請求項1から10のいずれか一項に記載のスポーツ靴。

【請求項 12】 リブ高さ(24)がシェル壁(14)の厚さ(25)に略対応している請求項1から11のいずれか一項に記載のスポーツ靴。

【請求項 13】 成型部材(43)の厚さ(52)が、約0.5mm乃至2.0mmにあり、好ましくは1.0mmであるようにした請求項1から12のいずれか一項に記載のスポーツ靴。

【請求項 14】 成型部材(43)が高強度の合成材料、特に纖維強化の合成材料、チタニウム／チタン合金、炭素、鋼板などからなる請求項1から13のいずれか一項に記載のスポーツ靴。

【請求項 15】 成型部材(43)が合金、例えばチタン合金から構成されている請求項1から14のいずれか一項に記載のスポーツ靴。

【請求項 16】 踏み部材(29)が、成型部材(43)のインサートの下側でシェル基部(11)に固定されている請求項1から15のいずれか一項に記載のスポーツ靴。

【請求項 17】 シェル基部(11)に踏み部材(29)用の位置決め受部が配設され、これに一体的に形成されている請求項1から16のいずれか一項に記載のスポーツ靴。

【請求項 18】 踏み部材(29)が耐摩耗性合成材料から構成されている請求項1から17のいずれか一項に記載のスポーツ靴。

【請求項 19】 踏み部材(29)が、滑り止めのある層(35)を備えている請求項1から18のいずれか一項に記載のスポーツ靴。

【請求項 20】 踏み部材(29)と成型部材(43)及び／又はシェル基部(11)との間に、衝撃を吸収する材料及び振動を減衰する材料からなる減衰インサート(55)が配置されている請求項1から19のいずれか一項に記載のスポーツ靴。

【請求項 21】 シェル基部(11)から遠ざかる向きの表面(53)の成型部材(43)が、補強ウェブ(54)を有する請求項1から20のいずれか一項に記載のスポーツ靴。

【請求項 22】 ウェブ格子の形状の補強ウェブ(54)が、成型部材(43)に隣接して配設されている請求項1から21のいずれか一項に記載のスポーツ靴。

【請求項 23】 補強ウェブ(54)の高さが、成型部材(43)の厚さ(52)に略対応している請求項1から22のいずれか一項に記載のスポーツ靴。